

静岡県告示第188号

静岡県観光地点パラメータ調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和3年3月2日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

本調査は、観光庁が策定した観光入込客統計基準による静岡県の観光入込客数統計を推計するためのパラメータ（観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等）を把握し、季節ごとの観光動向を把握するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

居住地、性別・年齢、日帰り・宿泊別、旅行目的、同行者数、来訪回数、立ち寄り観光地、交通手段、旅行消費額

3 調査の範囲

静岡県が作成した「静岡県観光地点及び行祭事・イベント名簿」から選定した10地点の観光地を訪れる観光客から抽出

4 調査の期間

四半期ごとの休日1日（令和2年度のみ新型コロナウイルス感染症の影響のため第1四半期の調査は未実施）

5 調査の方法

各地点で調査員による自計または他計による調査を実施し、その結果を民間事業者で集計し、県へ報告（調査票の配布・収集、集計等の業務を民間事業者へ委託）